

緊急事態宣言に伴う 笠間市役所の業務体制について

緊急事態宣言の発出に伴い、人命を守るため、3つの密をさける必要があることから笠間市役所全体で職員の勤務体制を見直し、4月20日から5月6日まで交替・分散勤務、在宅勤務などを実施いたします。これに伴い業務体制の見直しを行います。

■業務を見直しするもの

・デマンドタクシー

／土曜日の運休(4月25日、5月2日の2回)

・ごみの個人持ち込み〔笠間地区〕

／エコフロンティアかさま:4月25日(土)、5月2日(土)中止

・ごみの個人持ち込み〔友部・岩間地区〕

／環境センター:4月20日(月)から5月6日(水)までは月曜日・木曜日のみ受け入れ。

・市内公園等遊具の利用

／4月20日(月)から5月6日(水)まで中止

・窓口延長サービス、日曜開庁

／4月20日(月)から5月6日(水)まで中止

・民間交番

／4月18日(土)から5月6日(水)まで休止

・乳幼児健診、がん検診

／延期

■新たに休館するもの

・笠間工芸の丘、茨城県陶芸美術館〔4月18日(土)～5月6日(水)〕

【その他】

■市立病院／

・慢性疾患を有する定期受診者に対し電話による診察

■公共料金等の相談窓口を4月20日(月)から友部公民館で開設(専用電話を設置予定)

※その他詳細は別紙を参照願います。

この件に関するお問い合わせは、各事業の所管部署まで
笠間市役所 電話番号:0296-77-1101

発送元:秘書課広報戦略室

電話番号:0296-77-1101 ファックス番号:0296-78-0612 e-mail:info@city.kasama.lg.jp